

○工事における週休2日の取組方針について

令和8年3月27日 7農振第3133号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

建設業の働き方改革を推進する観点から、週休2日の確保にあたって必要となる費用の計上等を行ってきたところであるが、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、令和8年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので、適切に対応されたい。

なお、「工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について」（平成30年7月12日付け30農振第1316号農村振興局整備部設計課長通知）は令和8年3月31日限りで廃止する。

記

1. 対象工事等

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」（平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知）及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について」（平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知）を適用する工事。

2. 令和8年度以降の週休2日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないものとする。

3. 適用

本通知は、令和8年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。